

## 管理栄養士設置に関する決議

現代社会では、住民の健康問題が複雑・多様化し、高齢化の進展とともに医療費や介護給付費の増大が予測される中、市町村において効果的に生活習慣病予防対策、介護予防事業を推進することが急務となっている。

また、高齢者の医療の確保に関する法律の施行に伴う特定健診・特定保健指導の実施、介護保険法、食育基本法、児童福祉法の改正及び障害者自立支援法の制定等により、市町村が地域で果たす役割が増大してきている。

住民の要望や社会情勢の変化に適切に対応し、町における健康増進対策をより充実したものとするために、健康増進・栄養に関する専門的な知識を有する専任の管理栄養士を正規職員として町に配置することに特段の配慮がなされるよう決議する。

平成20年3月21日

海 田 町 議 会